

地	域	公	共	交	通
活	性	化	・	再	生
総	合	事	業		



ホームページ：<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport>
あるいは、

①国土交通省のホームページ

→②中央上部の「総合政策」をクリック

→③左の「主な施策」のところの「公共交通活性化」をクリック

→④交通計画課の担当部分(地域公共交通活性化の諸資料等)

地域公共交通活性化・再生総合事業

21年度当初予算額 4,400百万円
補正予算額 2,524百万円

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年10月1日施行）

法定協議会

市町村

公共交通事業者

地元企業

住民

商店街の人々

NPO等住民団体

学校・病院等

等

市町村が策定

- ・ 協議会の参加要請応諾義務
- ・ 計画策定時のパブリックコメント実施
- ・ 計画作成等の提案制度
- ・ 協議会参加者の協議結果の尊重義務

地域公共交通総合連携計画（法定計画）

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

地域公共交通活性化・再生総合事業による支援

<補助率等>

①「地域公共交通総合連携計画」（法定計画）策定経費 定額

②総合事業計画に定める事業に要する経費
・ 実証運行（航） 1/2
・ 実証運行（航）以外の事業 1/2 ※
※政令市が設置する協議会の取り組む事業 1/3

協議会が策定 うち協議会が取り組む事業

地域公共交通活性化・再生総合事業計画（3年）

（例）

- ◇ 鉄道、バス・乗合タクシー、旅客船等の実証運行（航）
 - ・ 鉄道の増便・ダイヤ変更等の実証運行
 - ・ コミュニティバス・乗合タクシーの導入、路線バス活性化の実証運行
 - ・ 空港アクセス改善（空港アクセスバスの実証運行等）
 - ・ 旅客船の航路再編・増便・ダイヤ変更等の実証運行 等
- ◇ 車両関連施設整備等
 - ・ バス車両購入費、車両・船舶関連施設整備、バス停等待合環境整備、デマンドシステムの導入、LRV（低床式軌道車両）の導入 等
- ◇ スクールバス、福祉バス等の活用
- ◇ 乗継円滑化等
 - ・ 乗継情報等の情報提供、ICカード導入、P&R・C&Rの推進 等
- ◇ 公共交通の利用促進活動等
 - ・ レンタサイクル、イベント、広報、乗継割引運賃・周遊切符等のシステム設計 等
- ◇ 新地域旅客運送事業の導入円滑化
- ◇ その他地域の創意工夫による事業



取組支援

<制度の特徴>

- 【計画的取組の実現】
 - ・ 計画に対する補助で、計画的な事業実施が可能
- 【協議会の裁量確保】
 - ・ 事業をパッケージで一括支援
 - ・ メニュー間、年度間における柔軟な事業の実施
- 【地域の実情に応じた支援の実現】
 - ・ 地域の実情に応じた協議会負担の実現
- 【事業評価の徹底】
 - ・ 成果を事後評価し、効率的・効果的な事業実施を確保

多様な事業をメニューとしてパッケージで一括支援

地域公共交通活性化・再生のためのニーズ・課題は多種多様であることから、効果的な推進のために、多様な事業をメニューとし、パッケージで一括支援

■バス交通の活性化による公共交通ネットワークの改善

- ・バス路線の再編、コミュニティバスの運行
- ・1日フリー乗車券や100円運賃等の導入



路線バスとコミュニティバスの連携



1日フリー乗車券

■鉄道沿線における公共交通ネットワークの改善

- ・イベント列車の運行
- ・鉄道、バスの総合交通マップ、ダイヤ接続表の作成
- ・鉄道・バス車両ラッピング
- ・駅における植栽活動、ベンチ等の設置



イベント列車



バス車両ラッピング



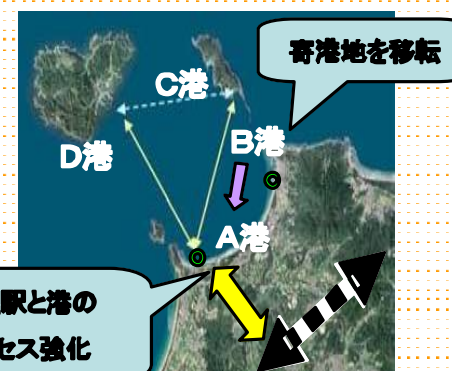
地域住民と植栽活動

■海上交通の活性化、陸上と海上交通の乗継利便性向上

- ・寄港地の集約による航路の再編
- ・バスの運行による鉄道駅と港のアクセス強化
- ・観光交流促進と絡めた割引切符の発行 等



観光交流促進

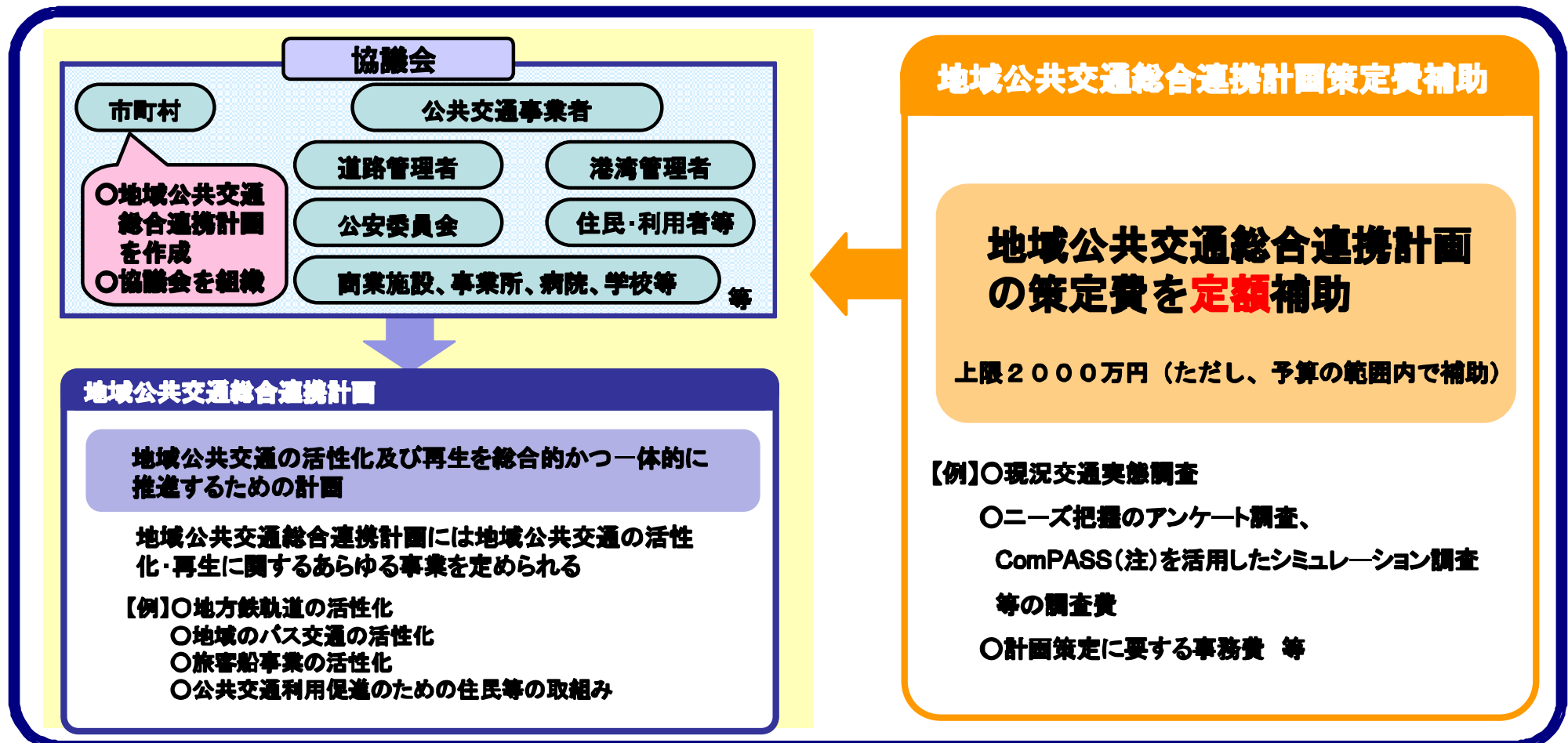


鉄道駅と港のアクセス強化

航路の再編

地域公共交通総合連携計画の策定を支援

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画を市町村が作成する場合、市町村が組織する協議会に対して支援

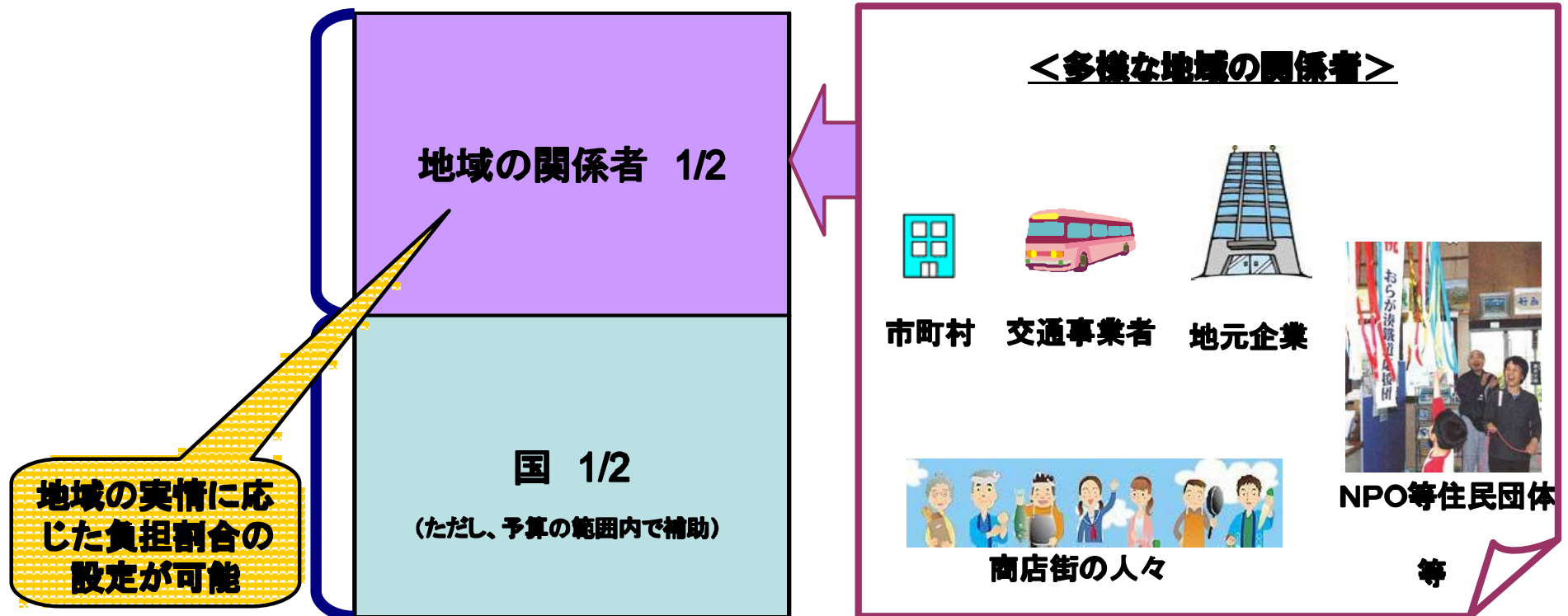


(注) ComPASSとは、地理情報システム(GIS)を活用して「採算性」と「採算性以外の評価指標」の合計4つの指標に基づき、市町村が策定するバスの運行計画を評価するシステムをいう。

地域の実情に応じた支援の実現

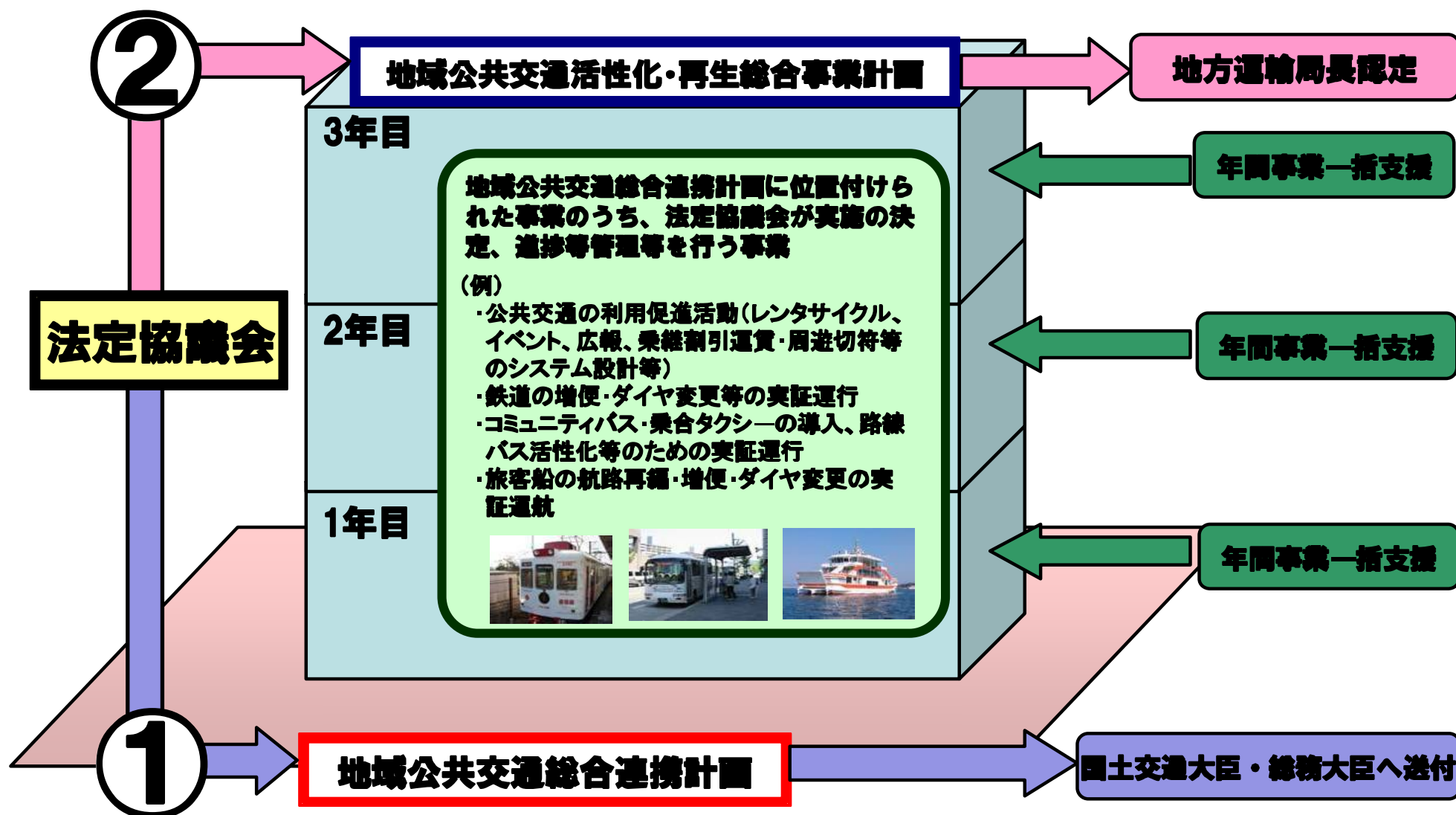
地域の実情に応じた協賛負担を実現するため、連携計画に位置付けられた事業を実施する場合、協議会において地域の実情、事業の内容に応じた市町村、交通事業者、関係企業等の関係者の分担を定めることが可能

地域の実情に応じた支援の実現



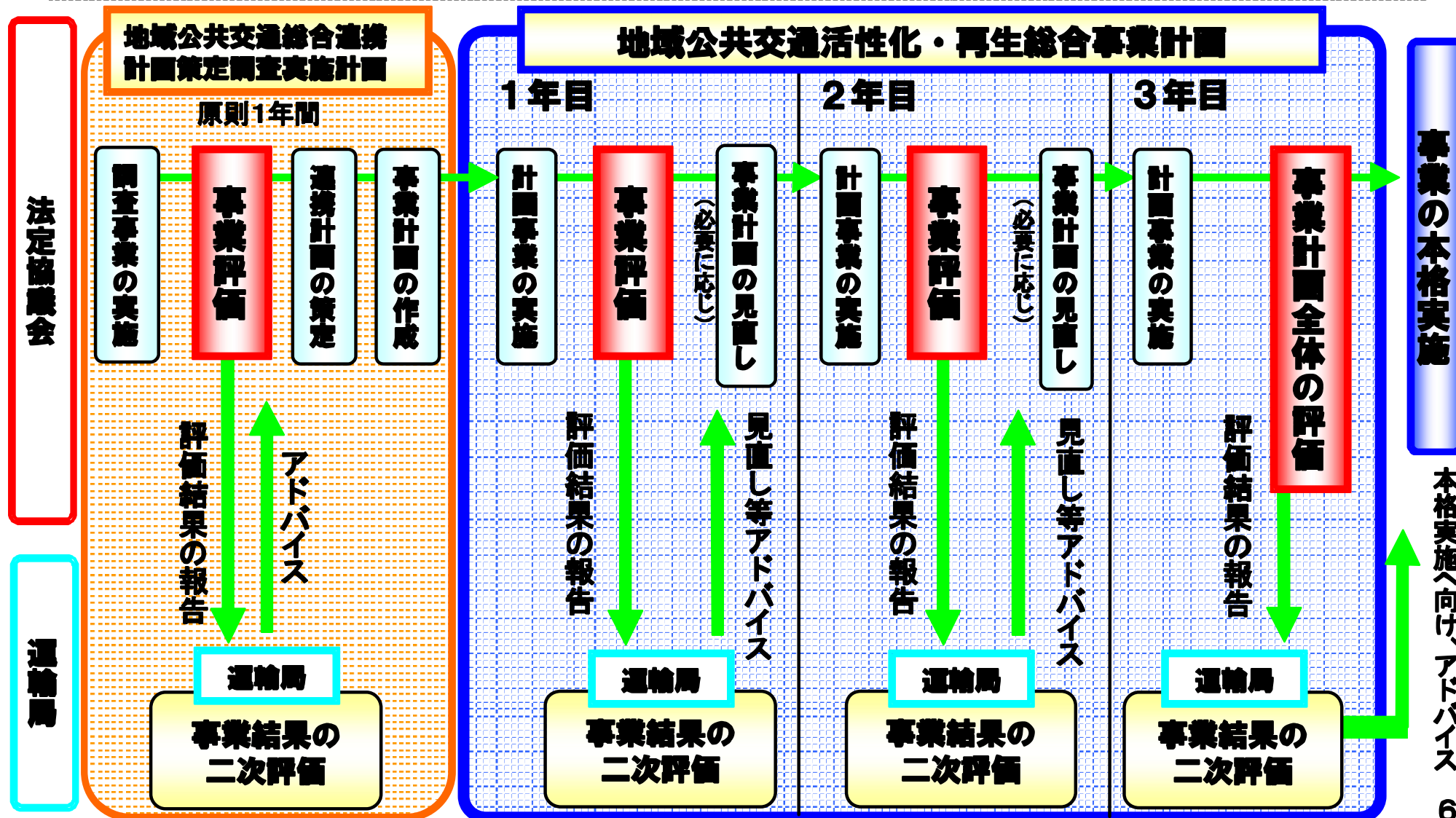
※実証運行(運航)以外の事業で、政令市が設置する協議会が取り組む場合、国の負担割合は1/3

地域公共交通活性化・再生総合事業推進フロー



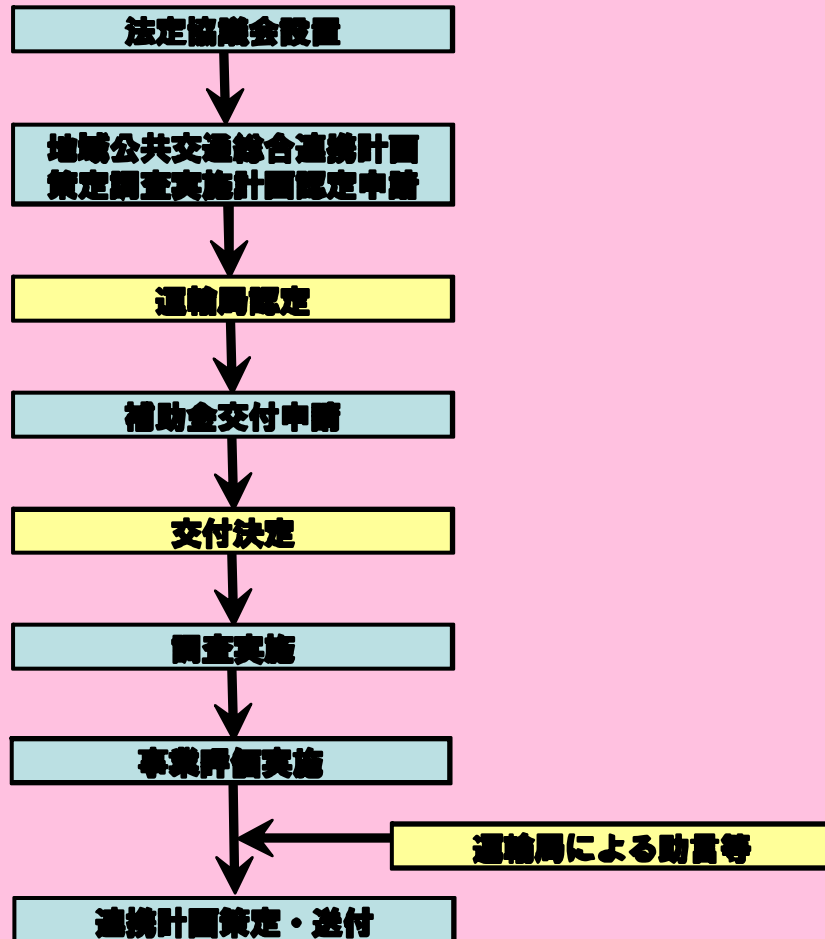
地域公共交通活性化・再生総合事業 事後評価フロー

地域公共交通活性化・再生総合事業では、地域における主体的な取組及び創意工夫が、より効果的・効率的に推進されるために、毎年度、事業評価を実施



地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー

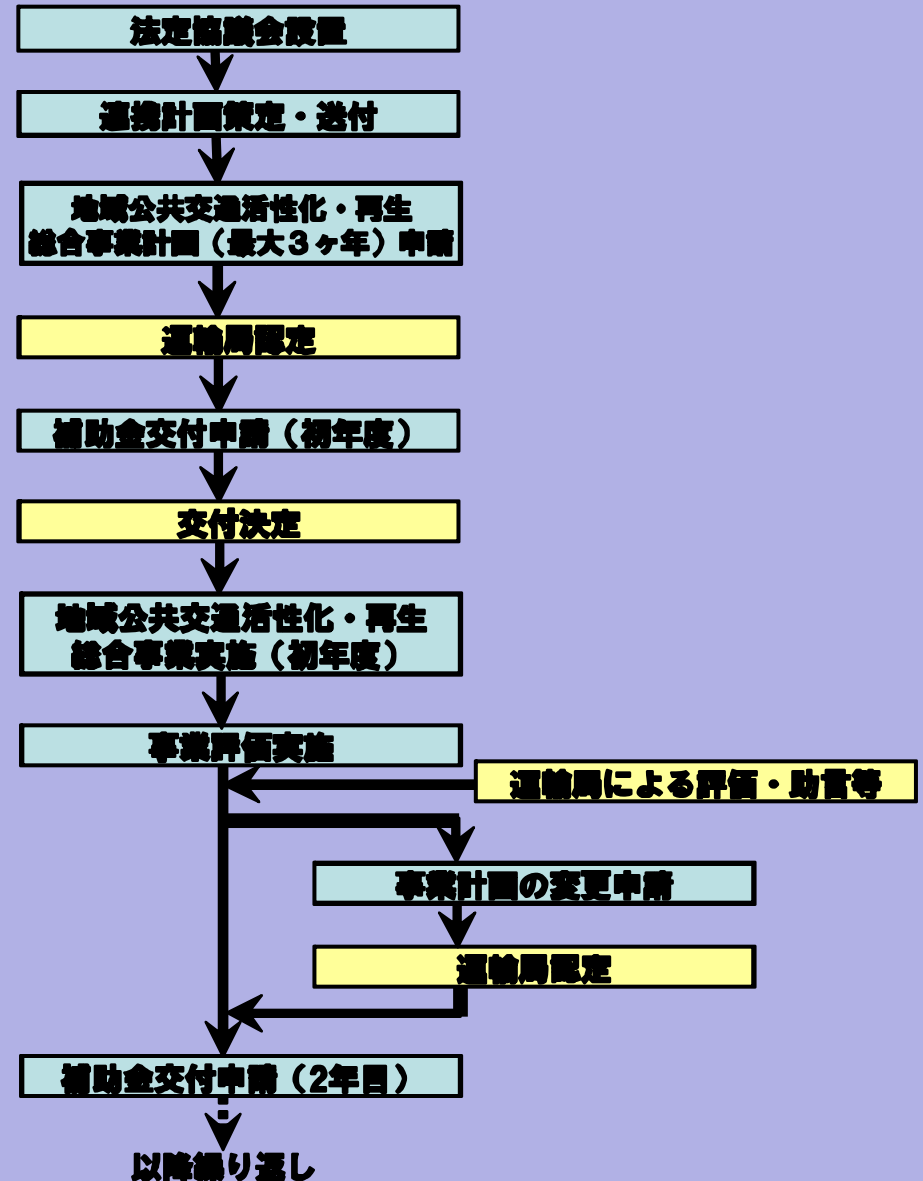
連携計画策定支援を受ける場合



国による行為

申請者による行為

総合事業費補助を受ける場合



地域公共交通活性化・再生総合事業に関するQ & A

Q1 補助対象事業者は誰ですか。

A1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に基づく協議会が対象です。

Q2 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助（以下「総合事業費補助」といいます。）を受ける場合には、法定協議会は法人格を持つことが必要ですか。

A2 総合事業費補助を受けるに当たっては、法定協議会に法人格は必要ありませんが、協議会規約（財務規程等を含む）や事務局の事務所を定めること等が必要です。

Q3 鉄道のみ、バスのみ、旅客船のみ等、単一モードのみを対象とした地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」といいます。）でも補助対象となりますか。

A3 単一モードのみを対象とした連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業についても、総合事業費補助の対象となります。

Q4 一市町村内で複数の連携計画を作成する場合、それぞれの連携計画及びこれに基づく事業について補助を受けることができますか。

A4 交通圏が一市町村に複数あり、連携計画を複数作成する場合には、それぞれの連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることが可能です。

Q5 利用者・住民、商業施設、事業所、観光事業者、病院、学校等の公共交通事業者以外の者が実行する取組みについても、総合事業費補助の対象となりますか。

A5 法定協議会が実施する取組みという位置づけがあり、地域公共交通の活性化・再生に資するものであれば、補助対象となります。

Q6-1 地域公共交通会議等の既存の協議会を法定化したり、既存の計画を連携計画として位置付けることは可能ですか。

A6-1 法律の要件や基本方針を満たしていれば、既存の協議会を法定化したり、既存の計画を連携計画として位置付けることが可能です。

Q6-2 また、当該協議会が補助対象事業者となることや、当該計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることは可能ですか。

A6-2 当該協議会が補助対象事業者となることや、当該計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることは可能です。但し、補助を受ける場合、協議会の会長は補助金の適正な執行・管理、会計検査等、代表者として責任を持てる者であること、また、当該事業について事業計画の認定を受けることが必要となります。

Q7 都道府県は連携計画の策定主体にはなれないのですか。

A7 連携計画の策定主体は市町村ですが、都道府県も、法定協議会に参加することなどにより、一市町村を超えた広域的な観点から、地域の関係者に対して様々な支援をしたり、また、自ら主体的・主導的な取組みを行うことが期待されます。

Q8 総合事業で、同一年度中に、連携計画策定調査と連携計画に基づく事業を実施することは可能ですか。

A8 連携計画策定調査を実施した上で年度途中に連携計画を策定し、連携計画策定後、同一年度中に総合事業計画の認定を受け、同計画に位置づけられた事業を実施することも可能です。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」や関係する政省令・基本方針、「地域による地域のための公共交通の活性化・再生を目指して～交通政策審議会 交通体系分科会 地域公共交通部会 報告書～」、パンフレット「地域公共交通の活性化・再生を進めるために」、地域公共交通活性化・再生総合事業事例集など、地域公共交通の活性化・再生に関する情報は、下記のホームページでご覧いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport.htm>

お問い合わせ先

北海道運輸局	企画観光部	交通企画課	〒060-0042 札幌市中央区 大通西10	011-290-2721
	鉄道部	計画課		011-290-2731
	自動車交通部	旅客第一課		011-290-2741
	海事振興部	旅客・船舶産業課	〒047-0007 小樽市港町5-3	0134-27-7176
東北運輸局	企画観光部	交通企画課	〒983-8537 仙台市宮城野区 鉄砲町1	022-791-7507
	鉄道部	計画課		022-791-7526
	自動車交通部	旅客第一課		022-791-7529
	海事振興部	海事産業課		022-791-7512
関東運輸局	企画観光部	交通企画課	〒231-8433 横浜市中区 北仲通5-57	045-211-7209
	鉄道部	計画課		045-211-7243
	自動車交通部	旅客第一課		045-211-7245
	海事振興部	旅客課		045-211-7214
北陸信越運輸局	企画観光部	交通企画課	〒950-8537 新潟市中央区 万代2-2-1	025-244-6118
	鉄道部	計画課		025-244-6117
	自動車交通部	旅客課		025-244-7579
	海事部	海事産業課		025-244-6113
中部運輸局	企画観光部	交通企画課	〒460-8528 名古屋市中区 三の丸2-2-1	052-952-8006
	鉄道部	計画課		052-952-8033
	自動車交通部	旅客第一課		052-952-8035
	海事振興部	旅客課		052-952-8013
近畿運輸局	企画観光部	交通企画課	〒540-8558 大阪市中央区 大手前4-1-76	06-6949-6409
	鉄道部	計画課		06-6949-6442
	自動車交通部	旅客第一課		06-6949-6445
	海事振興部	旅客課		06-6949-6416
神戸運輸監理部	総務企画部	企画課	〒650-0042 神戸市中央区 波止場町1-1	078-321-3144
	海事振興部	旅客課		078-321-3146
中国運輸局	企画観光部	交通企画課	〒730-0012 広島市中区 上八丁町6-30	082-228-8701
	鉄道部	計画課		082-228-8797
	自動車交通部	旅客第一課		082-228-8436
	海事振興部	旅客課		082-228-8679
四国運輸局	企画観光部	交通企画課	〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-835-6356
	自動車交通部	旅客課		087-835-6364
	鉄道部	計画課	〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎	087-825-1178
	海事振興部	旅客課		087-825-1183
九州運輸局	企画観光部	交通企画課	〒812-0013 福岡市博多区 博多駅東2-11-1	092-472-2315
	鉄道部	計画課		092-472-4051
	自動車交通部	旅客第一課		092-472-2521
	海事振興部	旅客課		092-472-3155
沖縄総合事務局	運輸部	企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1812
		陸上交通課		098-866-1836
		総務運輸課		098-866-1836
東京航空局	空港部	環境・地域振興課	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎	03-5275-6322
大阪航空局	空港部	環境・地域振興課	〒540-8559 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6225
国土交通省	総合政策局	交通計画課	〒100-8918 東京都千代田区 霞が関2-1-3	03-5253-8275
	鉄道局	地域鉄道対策室		03-5253-8539
	自動車交通局	バス産業活性化対策室		03-5253-8571
	海事局	内航課		03-5253-8622
	航空局	環境・地域振興課		03-5253-8722